

平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録
目 次

第 1 号（8月24日）

招集告示	2
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集あいさつ	5
議案第1号	8
議案第2号	8
議案第3号	10
議案第4号	11
報告第1号	14
閉会の宣告	15

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第10号

平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を、次のとおり招集する。

期 日 平成22年8月24日（火） 午後3時00分

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい会議室

平成22年7月29日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録

平成22年8月24日（火）

午後3時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第4号 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

出席議員（12名）

1番	芝田裕美	2番	古沢由紀子
3番	塚本竜太郎	4番	佐藤誠
5番	岩田典之	6番	石井昭一
7番	野村誠剛	8番	松井節男
9番	日暮栄治	10番	月野隆明
11番	長谷川則夫	12番	佐藤尚文

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	清水 聖 士
副 管 理 者	秋 山 浩 保
副 管 理 者	横 山 久 雅 子
監 査 委 員	松 丸 幹 雄
会 計 管 理 者	青 木 学
事 務 局 長	藪 崎 一 規
事 務 局 次 長	佐 々 木 進

総務課長	鈴木 栄一郎
あじさい所長	佐々木 進
しらさぎ所長	川村 一男
周辺整備室長	戸井田 和夫
主幹	伊原 優 (柏市廃棄物政策課長)
主幹	川村 明 (白井市環境課長)
主幹	松澤 廣司 (鎌ヶ谷市クリーン推進課長)

事務局職員出席者

総務課主幹	笠井 雅之
周辺整備室主幹	渡邊 直巳
しらさぎ所長補佐	飯田 純一
総務課財政係長	末貞 仁
あじさい管理係	島田 朋也
総務課庶務係	篠宮 武
総務課庶務係	田中 宏明

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（佐藤尚文君） 本日は、公私ともご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、以上5件であります。配付漏れがないかお調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤尚文君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に2番、古沢由紀子議員及び3番、塚本竜太郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤尚文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集あいさつ

○議長（佐藤尚文君） それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一

言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの鎌ヶ谷市長選挙におきまして引き続き市政を担うことになりましたので、この場をおかりしてご報告させていただきます。

本定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案4件及び報告1件であります。この案件の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、去る7月29日の正副管理者会議におきまして、組合規約の規定に基づき、管理者の互選を行いましたところ、組合の管理者である私、清水聖士が引き続き選出されましたので、ご報告申し上げます。今後とも組合管理者として、経営の合理化及び住民サービスの向上のため、地域の皆様や議員の皆様のご意見やご提言を踏まえ、これまでに増して地域に密着した組合運営を目指すべく、副管理者ともども努力してまいり所存でございますので、何とぞよろしくご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、1系及び2系焼却炉におきまして24時間連続運転を実施しておりますが、残る3系焼却炉につきましても24時間連続運転に移行すべく現在準備を進めているところでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢におきましては、平成13年5月1日のオープンから数えて9年3カ月目となります。今月2日に300万人目の来館者を迎えることができましたことをご報告させていただきます。組合といたしましては、本年4月より管理運営に当たっております指定管理者ともども、地域の皆様の健康増進とふれあいの場として、安全で安心してご利用いただけるサービスを今後とも引き続き提供してまいり所存でございます。

それでは、これより今回上程いたしました案件につきまして順次ご説明申し上げます。初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の時間外勤務の制限について規定しようとするものであります。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援の拡充を図ろうとするものであります。

次に、議案第3号 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出それぞれに1億1,501万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を35億9,312万8,000円とするものです。歳入につきましては、平成21年度決算の確定に伴い、繰越金の増額を行うものであります。歳出につきましては、本年4月の人事異動に伴う人件費の調整、クリーンセンターしらさぎの修繕費及び基金への積み立てをそれぞれ計上するものであります。

次に、議案第4号 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。平成21年度の歳入歳出の決算額は、予算現額36億8,440万8,000円に対して歳入決算額は37億339万1,513円で、前年度決算と比較しますと、額にして6,356万3,298円、率にして1.75%の増となっております。この主な要因といたしましては、負担金として燃料費、光熱水費及び修繕料の増加を見込んだこと、周辺地域整備基金を新たに繰り入れたこと及び雑入の増加によるものであります。

次に、歳出決算額は35億2,541万6,935円で、予算現額に対する執行率は95.68%であります。これを前年度と比較しますと、額にして136万3,389円、率にして0.04%の減となっております。この主な要因といたしましては、衛生費におきましては、経年劣化による各施設の修繕費の増加及び周辺整備費の新事業に開始に伴い、増加となっておりますが、公債費におきましては、一部の償還の終了及び諸支出金の周辺地域整備基金の積み立てが減額したことに伴い、総額では減額となっております。この結果、歳入歳出決算総額による実質収支額は1億7,797万4,000円となっております。

続きまして、主な事業別の主要成果及び執行状況につきましては、衛生費のうちし尿処理費では、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が合計で3万2,536トン、日平均132トンであり、アクアセンターあじさいにおいて適切な処理に努めました。この処理に要する経費の主なものといたしましては、施設運転管理や定期分析などの各種委託業務、薬品、燃料費及び計画的修繕などの需用費等でございます。

次に、ごみ処理費では、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみの搬入量が合計で3万2,858トン、日平均109トンであり、クリーンセンターしらさぎにおいて適切な処理に努めました。この処理に要する経費の主なものといたしましては、施設運転管理や灰、不燃物処分などの各種委託業務、工場用消耗品、光熱水費及び計画的修繕などの需用費等でございます。

次に、共同化処理費では、燃やさないごみや瓶、缶、ペットボトル等の搬入量が合計で1万2,911トンであり、資源選別圧縮や破砕等を行い、適切な処理に努めました。この処理に要する経費の主なものといたしましては、ごみ収集運搬、資源分別処理や施設運営維持管理などの各種委託業務でございます。

次に、周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢につきましては、29万5,579人の方々にご利用いただき、施設使用料として9,605万9,500円の収入がございました。また、主な経費といたしましては、運営等業務や日常清掃等業務などの各種委託業務等でございます。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして、回答期日までに議会を開催するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上がこのたびご提案いたしました案件の概要であります。詳しくは後ほど担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（佐藤尚文君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（藪崎一規君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の時間外勤務の制限について規定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。また、資料として新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。改正内容は、第8条の2の見出しに「時間外勤務及び」を加え、同条に新たに「任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない」を第1項として規定し、現行の第1項から第3項を1つずつ繰り下げるものです。

続きまして、附則でございしますが、第1項は、この条例の施行の日は公布の日からとするものとする。第2項は経過措置で、改正後の条例の施行前においても職員は必要な手続をすることができる旨を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤尚文君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（佐藤尚文君） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（藪崎一規君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援の拡充を図ろうとするものでございます。

次のページをお開きください。また、資料として新旧対照表を添付してございますので、あわせてご覧ください。改正内容ですが、第2条では、育児休業をすることができない職員を定めており、第2条中第1号及び第2号は、育児休業法の非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整備により、本条から削るものです。

第5号及び第6号については、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業をすることができることとするため、本条から削るものでございます。そのため、本条は第3号を第1号に、第4号を第2号とするものです。

次に、第2条の次に新たに育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間として第2条の2を追加するものです。こちらは、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間は新たに規則で定める期間とするものです。

次に、第3条では、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めており、第1号は第5条の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第3号は、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合に再度の育児休業ができることとすること、また子の出生の日から一定期間内に最初に育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴い、字句を整理し、改正するものです。

次に、第5条では育児休業の承認の取り消し事由を定めており、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも育児休業の取り消し事由に当たらないとするため、第1号を削除し、第2号を同条とするものです。

次に、第6条では職務復帰後における給与等の取り扱いを定めており、現行は育児休業した職員が職務に復帰した場合、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務するものとみなすこととしておりますが、他の職員との均衡上必要があると認められるときは育児休業の期間を100分の100以下の換算率で換算した期間を引き続き勤務したものとみなすこととするものです。

次に、第7条では、部分休業をすることができない職員を定めておりますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業をすることができることとするため、本条を削るものでございます。

次に、第8条では部分休業の承認等を定めており、根拠規定整備のため、部分休業の次に育児休業法

第19条第1項に規定する部分休業を加え、「労働基準法第67条の規定による育児休業時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間」を「勤務時間条例に基づき休暇を与えられている職員については、2時間から当該休暇の時間を減じた時間」に改め、また「範囲」を「範囲内」に改めるものです。

第9条及び第10条は、第7条を削ったことにより、第9条を第8条に、第10条を第9条とするものでございます。

続きまして、附則につきまして、この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。経過措置として、改正前の条例の規定により職員が申し出た育児計画は、改正後の条例の規定により職員が申し出た育児計画とみなすことができる旨を規定するものです。

以上でございます。

○議長（佐藤尚文君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（佐藤尚文君） 日程第5、議案第3号 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（藪崎一規君） 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,501万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,312万8,000円とするものでございます。

1ページをごらんください。表のとおりでございますが、まず歳入でございます。繰越金を1億1,501万3,000円増額し、歳入総額を35億9,312万8,000円とするものでございます。

次に、歳出では、総務管理費を140万7,000円減額し、清掃費を4,568万円、基金費を7,074万円増額し、

歳出総額を35億9,312万8,000円とするものでございます。

続いて、2ページ、3ページをごらんください。歳入の繰越金でございます。1億1,501万3,000円を増額し、総額を1億7,797万4,000円とするものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをごらんください。歳出でございます。一般管理費でございます。人事異動並びに職員の地域手当の改正に伴いまして、140万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページでございます。3の衛生費のし尿処理費でございます。こちらの人件費でございますが、主に子ども手当の新設及び共済掛金の率の増加等によりまして14万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、ごみ処理費でございますが、その中の人件費でございます。これは、人事異動並びに職員の地域手当の改正に伴い、302万5,000円を減額するものでございます。また次に、需用費でございますが、焼却施設の修繕費として4,851万円を増額するものでございます。以上によりまして、ごみ処理費としては4,548万5,000円を増額となります。

続きまして、周辺整備費でございますが、人件費、共済掛金の率の増加に伴いまして、5万3,000円を増額するものでございます。これによりまして、衛生費といたしましては4,568万円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。諸支出金でございます。前年度決算繰越額の1億7,797万4,000円から増額補正分4,427万3,000円と当初予算額の6,296万1,000円を差し引きました7,074万円を財政調整基金と周辺地域整備基金に振り分けて積み立てするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤尚文君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成22年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（佐藤尚文君） 日程第6、議案第4号 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（藪崎一規君） 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合歳入歳出決算書について説明をいたします。

決算書の4ページ、5ページをごらんください。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書の2ページ、3ページをごらんください。こちらの説明書につきましては、前年度の決算との比較を示してございます。

決算書4ページ、5ページ、歳入の項目でございます。合計欄をごらんください。予算現額36億8,440万8,000円、調定額37億443万437円、収入済額37億339万1,513円、不納欠損額103万8,924円、予算現額と収入済額との比較1,898万3,513円となっております。

この中で、不納欠損の103万8,924円につきましては、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者であったミナト興業株式会社が指定管理者を辞退した際に生じた債権残でございます。民事再生法に基づく手続の結果、債権額110万8,683円に対し返済率6.292%とされたことから、残りの103万8,924円が不納欠損となったものでございます。

歳入全体の前年度との比較につきましては、説明書合計欄のとおり、平成20年度36億3,982万8,215円に対し平成21年度37億339万1,513円、額にいたしまして6,356万3,298円、率として1.75%増となっております。

続きまして、歳入決算額の比較と主な要因でございます。説明書の2ページ、3ページをごらんください。歳入でございます。1款分担金及び負担金でございます。収入済額31億1,071万6,000円となっており、前年比8,625万円、率にして2.85%の増となっております。これは、原油価格の高騰や経年劣化による修繕費の増加を見込んだ結果でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料でございます。収入済額3億799万9,737円となっており、前年比2,131万3,616円、6.47%の減となっております。これは、さわやかプラザ軽井沢の一般入館者の減少並びにクリーンセンターしらさぎの事業系一般廃棄物の減少によるものでございます。

3款繰入金でございます。収入済額9,209万2,000円となっており、前年比1,920万9,000円、17.26%の減となっております。

5款諸収入でございます。収入済額7,953万5,885円となっており、前年比1,700万1,540円、27.19%の増となっております。

次に、歳出でございます。決算書6ページ、7ページをごらんください。予算額36億8,440万8,000円に対し支出済額35億2,541万6,935円、予算執行率95.68%、不用額1億5,899万1,065円でございます。

続きまして、主な歳出の内訳でございます。説明書の4ページ、5ページをごらんください。詳細につきましては、決算書の8ページから48ページに記載のとおりでございます。

歳出の説明でございます。まず、1款議会費でございます。予算現額215万4,000円に対して決算額1

86万7,207円、執行率86.69%となっております。

2款総務費でございます。予算現額9,025万1,000円に対し決算額8,739万3,184円、執行率96.83%となっております。このうち総務管理費が前年度決算額に対して272万351円増となっているのは、人事異動及び昇給に伴う人件費の増によるものでございます。

次に、3款衛生費でございます。予算現額24億3,809万7,000円に対し決算額23億1,225万5,334円、執行率94.84%となっております。

主な内訳でございますが、まず1、し尿処理費といたしまして、施設運転管理等業務委託6,780万3,288円、施設修繕に係る費用6,223万245円、薬品等の消耗品2,635万7,686円、燃料費2,622万9,000円、これは主に汚泥の焼却用でございます。電気料、光熱水費になりますが、2,877万1,305円でございます。

続きまして、ごみ処理費でございますが、施設運転管理業務等の委託でございます。3億4,616万7,444円でございます。施設修繕費として1億5,544万950円、薬品等の消耗品につきまして1億1,139万4,460円、燃料費674万8,046円、電気料9,295万4,316円。

続きまして、3の共同化処理費でございますが、柏市分の委託料といたしまして3億505万5,970円、鎌ヶ谷市分の委託料といたしまして6億1,026万1,533円。

4といたしまして、周辺整備費でございます。主にさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営費でございますが、施設運営管理業務等の委託で1億2,468万9,590円、施設修繕で3,378万5,188円、消耗品403万1,340円、光熱水費9,522万9,635円。

ほかに、周辺道路整備事業の代替事業といたしまして、周辺地域整備事業費として3,011万1,081円となっております。

続きまして、4款公債費、これにつきましては執行率100%となっております。平成21年度の未償還額は28億8,930万8,820円でございます。これにつきましては、平成28年度に完済する見込みでございます。

続きまして、諸支出金、執行率100%でございます。

続きまして、決算書の50ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出の差し引きが実質収支となりますので、表のとおり1億7,797万4,000円となっております。

続きまして、52ページをごらんください。財産に関する調書でございます。この中の公共用財産でございますが、周辺地域整備のために緩衝緑地として用地面積2,038.68平米を取得いたしました。これによりまして、用地全体といたしまして5万8,653.94平米となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤尚文君） 次に、松丸監査委員より本決算監査について報告を求めます。

松丸監査委員。

○監査委員（松丸幹雄君） 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合歳入歳出決算審査について報告いたします。

私ども監査委員は、去る7月23日に審査に付された平成21年度歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査を行いました。審査に当たっては、現金の出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿を調査し、職員よりの説明を聴取して、月野委員とともに審査を行いました。審査の結果は、決算審査意見書の1ページ、第4の1の(1)、総括的意見に記述のとおりでございます。審査に付された書類はいずれも法令の様式に合致し、その計数も正確であることを認めました。財産及び基金の管理についても、各台帳に基づき適正に管理されていると認めました。

なお、平成21年度歳入の不納欠損額103万8,924円につきましては、平成20年度収入未済額のミナト興業株式会社の民事再生手続に係る一般債権110万8,683円のうち、平成21年度において、民事再生計画の認可に伴い、弁済率が6.292%と確定したため、6万9,759円が平成21年6月に収入済みとなっておりますので、一般債権110万8,683円から収入済み6万9,759円を控除した103万8,924円を不納欠損として取り扱っております。

最後に、決算にあらわれていない数値として、地方債残高は平成21年度末現在、元金で27億8,326万5,638円、利子で1億604万3,182円、合計28億8,930万8,820円であり、前年度より元金で10億6,336万8,488円、利子で6,857万722円、合計で10億3,192万9,210円減額しておりますことを申し上げ、監査委員報告といたします。

以上です。

○議長(佐藤尚文君) 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚文君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚文君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成21年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長(佐藤尚文君) 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(藪崎一規君) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたもので、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

専決処分書をごらんください。内容は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議で、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴うものでございます。専決処分日は6月1日でございます。

次のページと新旧対照表をごらんください。規約改正の内容でございますが、別表第1及び別表第2の共同処理する団体の欄中から印旛村、本埜村を削除して改めるものでございます。規約の施行日は、千葉県知事の許可のあった日からでございます。

規約変更には、構成する団体の議会の議決を得た上での協議が必要となりますが、千葉県市町村総合事務組合からの正式依頼は構成市町村の6月議会に間に合うよう手続がなされていたため、当組合の5月議会に上程することは困難でございました。そのため、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤尚文君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚文君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤尚文君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもって平成22年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時44分 閉 会